

小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設

(現在事業名 地域産業保健事業の一部)

平成23年9月

労働基準局安全衛生部労働衛生課（椎葉茂樹課長） [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅱ 意欲のあるすべての者がディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に就ける社会を実現する			
施策大目標分野	1	2	3
	図る 業率の向上を を雇用 の「量」 を拡大し、就	整 備 す る 環 境 を 安 心 し て 快 適 に 働 く こ と が 可 能 な 環 境 を 創 出 す る	雇 用 の 「 質 」 を 向 上 さ せ 、 安 心 し て 快 適 に 働 く こ と が 可 能 な 環 境 を 創 出 す る

施策中目標

1	労働条件の確保・改善を図る
2	労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する
3	労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う
4	労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する
5	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する
6	安定した労使関係の形成を促進する
7	個別労働紛争の解決を促進する
8	豊かで安定した勤労者生活の実現を図る

施策小目標

1	労働者の安全確保対策の充実を図ること
2	労働者の健康確保対策の充実を図ること
3	職業性疾病の予防対策の充実を図ること
4	労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状・問題分析

過重労働による脳・心臓疾患は増加を続けており、平成18年度には過去最高となる355件が労災認定されている。

過重労働による健康障害を防止するため、労働安全衛生法改正により、平成18年4月から労働者数50人以上の事業場に対し、長時間労働により疲労の蓄積が認められる労働者を対象に、医師による面接指導の実施等が義務づけられている。平成20年4月からは労働者数50人未満の小規模事業場に対しても同制度が適用されることとなっているが、小規模事業場については産業医の選任義務が課されておらず、一般的には産業保健スタッフの体制や財政基盤が十分でないことから、制度の施行に万全を期すためには、小規模事業場の実施状況の把握や実施するよう指導していただくだけではなく、実際に小規模事業場の労働者が面接指導を受けることができるようにするという視点からのセイフティネットの整備が必要となる。

②事業の必要性

現在、全国に347カ所ある地域産業保健センターにおいては、小規模事業場の事業者等を対象とした労働者の健康管理についての相談窓口を設けているが、この事業はより有効な健康管理を自主的に行おうとする事業者等を対象とするものであり、その事業趣旨及び実績に照らして継続することが適当である。

これとは別に、上記のような労働者に対しても医師による面接指導の的確な実施を確保するため、現状において自らによる実施が困難な小規模事業場からの求めに応じ、当該事業場の労働者に対する医師による面接指導を無料で実施する支援サービスを、平成20年4月から地域産業保健センターにおいて新たに行う。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状・問題分析

過重労働による脳・心臓疾患の労災認定件数は平成22年度も285人と高い水準で推移しており、また、業務上疾病の約7割が労働者数50人未満の小規模事業場で発生しているほか、精神障害による労災認定件数も増加し、職場におけるメンタルヘルス対策の充実も課題となっている。

このような中、過重労働による健康障害を防止する観点から、労働安全衛生法改正により、平成20年4月から労働者数50人未満の小規模事業場に対しても、長時間労働により披露の蓄積が認められる労働者を対象に、医師による面接指導の実施等を義務付けている。

労働者数50人未満の小規模事業場については、産業医の選任義務を課しておらず、また、財政基盤が脆弱であることから、地域産業保健センターを活用することにより、医師による面接指導等の機会を確保する必要がある。

②事業の必要性

このような状況を踏まえ、引き続き、地域産業保健事業において、小規模事業場の労働者に対し、医師による面接指導の機会を確保する必要がある。

(関連指標の動き)

		H18	H19	H20	H21	H22
1	脳・心臓疾患に係る労災補償状況(認定件数)	938人 (355人)	931人 (392人)	889人 (377人)	767人 (293人)	802人 (285人)
2	月あたりの所定外労働時間(事業所規模5人以上)	10.8時間	11.0時間	10.2時間	9.4時間	10.1時間
(調査名・資料出所、備考等)						
1 厚生労働省労災補償部「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」 なお、数値は労災申請件数であり、括弧内は認定件数である。						
2 厚生労働省統計情報部「毎月勤労統計調査」						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

受託者(群市区医師会、都道府県医師会、独立行政法人労働者健康福祉機構)
＜年度ごとに企画競争入札により選定＞

(2) 概要

地域産業保健事業において、産業医の選任義務がない小規模事業場の労働者を対象に専用の相談窓口を設置し、安全衛生法第66条の8に規定する長時間労働者に対する面接指導等を実施する。

(3) 目標

小規模事業場の労働者が、希望に応じて適確に必要な面接指導等が受けられる環境の整備

(4) 予算

会計区分：労働保険特別会計労災勘定

平成24年度予算要求（拡充に係る分）：－

予算の推移：

H20	H21	H22	H23	H24
114 百万円	149 百万円	149 百万円	87 百万円	80 百万円

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有／無

産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、財政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有／無

全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業に取り組む必要がある。

③民営化・外部委託の可否：可／否

地域産業保健事業については、公募により民間事業者へ委託し実施している。

④他の類似事業（他省庁を含む）がある場合の重複の有無

なし

(2) 有効性の評価

（政策効果が発現する仕組み）

地域産業保健センターに面接指導窓口の設置→小規模事業場の労働者に対する医師による面接指導等健康管理の実施→長時間労働者の健康状況の改善→過重労働による健康障害の減少

（事業の有効性）

産業医の選任義務がない小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価される。

(3) 効率性の評価

現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにより事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

事業者からの事前申出等の受付→小規模事業場の労働者に対する医師による面接指導等健康管理の実施→長時間労働者の健康状況・職場環境の改善→過重労働による健康障害の減少

②有効性の評価

都道府県労働局から提出された地域産業保健事業の実績報告書によると、平成20年度の面接指導利用者数は6,788人、平成21年度は11,215人であり、増加傾向を示している。

地域産業保健事業においては、事業者及び労働者の負担なく、医師による面接指導を実施することが可能であり、本事業の実施なくしては、①の仕組みは機能しないものと認識している。

③事後評価において特に留意が必要な事項

本事業の評価に当たっては、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」において、長時間労働者の面接指導制度の実施状況等について把握する必要があるが、本調査は、5年に1回調査のため、次回調査は平成24年となる。

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

平成22年度より、原則的に事業場周辺の地域の医療機関で実施することにより、労働者の利便性を確保するとともに、医師の確保に要する費用の効率化を図った。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし。

(4) 政策等への反映の方向性

産業医の選任義務の無い小規模事業場では、医師による面接指導の機会の確保は困難であることから、引き続き地域産業保健事業の一部として、本事業を継続する。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H18	H19	H20	H21	H22
1	脳・心臓疾患の労災認定件数	355人	392人	377人	293人	285人
達成率		-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】 厚生労働省労災補償部「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」						
アウトプット指標		H18	H19	H20	H21	H22
3	面接指導の利用者数（目標値）	-	-	6,788人 (-)	11,215人 (-)	13,543人 (-)
達成率		-	-	-	-	-
4	面接指導窓口実施回数（目標値）	-	-	3,748回 (-)	5,354回 (-)	5,642回 (-)
達成率		-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】 厚生労働省労働基準局安全衛生部調査による。						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし